

寄 附 行 為

財団法人下関市水道サービス公社

財団法人 下関市水道サービス公社寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人下関市水道サービス公社(以下「公社」という。)という。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を下関市春日町8番1号に置く。

2 事業遂行上必要ある場合、従たる事務所として出張所又は事業所を設けることができる。

(目 的)

第3条 公社は、下関市における水道の円滑な普及と適正かつ合理的な維持管理を行うために必要な事業を行い、もって下関市水道事業の合理的かつ経済的な運営と市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 水道事業に係る調査、研究及び普及宣伝に関すること。
- (2) 給水装置の適正管理等に係る調査、指導並びに広報及び広聴に関すること。
- (3) 水道技術者等の養成に必要な教育及び指導訓練に関すること。
- (4) 下関市から委託を受けて行う水道料金等徴収業務、水道施設等の維持管理業務その他水道事業に関すること。
- (5) その他公社の目的を達成するために必要な事業。

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 公社の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 資産は基本財産及び運用財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中、基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、公社の目的を達するためにやむを得ない理由があるときは、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得、かつ、山口県知事の承認を得てこれを処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は理事長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。

2 基本財産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 公社の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画及び収支予算)

第11条 公社の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が調製し、毎事業年度開始前に、理事会の議決により定めなければならない。

2 前項の規定により定めた事業計画及び収支予算は、理事会の議決により変更することができる。

(収支決算)

第12条 公社の収支決算は、毎事業年度終了後速やかに理事長が調製し、次に掲げる書類とともに監事の監査に付し、監事の意見を付けて事業年度終了後2か月以内に理事会の承認を得なければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支に関する決算書類
- (3) 財産目録
- (4) その他必要な附属書類

2 理事長は、監査報告書及び前項に規定する書類について理事会の承認を得た後、これを公社の事務所に備え付けておかななければならない。

(剰余金の処分)

第13条 会計年度の終りにおいて剰余金を生じたときは、欠損の補てんにあて、なお剰余金があるときは、理事会の議決により翌年度に繰り越すか、又は、基本財産に繰り入れなければならない。

第3章 役員等

(役員)

第14条 公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 理事 6人以上9人以内 (理事長を含む。)
- (3) 監事 2人

2 理事の内に、必要に応じ専務理事及び常務理事を置くことができる。

(選任)

第15条 理事及び監事は、下関市長が任命する。

- 2 理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、公社を代表し、業務を統轄する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐し、理事長及び専務理事共に事故があるとき若しくは欠けたとき又は専務理事を置かないときは、その職務を行う。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務に必要な事項を審議し決定する。
- 5 監事は、民法(明治29年法律第89号)第59条に定める職務を行う。

(任期)

第17条 役員は、任期は、2年とする。ただし、補欠役員は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、理事

総数の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 常勤の役員には、職務に関し報酬を支給することができる。

- 2 常勤の役員には、職務を行うため要する費用を弁償することができる。
- 3 常勤の役員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 理 事 会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(議決事項)

第21条 理事会は、この寄附行為の別に定めるもののほか、公社の運営に関する重要な事項を議決する。

(招集)

第22条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事総数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示し請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、各理事及び各監事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第23条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第24条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 理事会の議事は、この寄附行為に規定するもののほか、出席理事（議長を除く。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ

通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

2 緊急の場合又は軽易な事項については、理事長は書面による賛否を求めて理事会の議決にかえることができる。

(監事の出席)

第27条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 会議に出席した理事の氏名（書面表決者及び表決委任者を含む。）

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名しなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第29条 会社の業務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置く。

3 事務局に関する規程は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第30条 この寄附行為は、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得、山口県知事の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第31条 会社は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において、理事総数の4分の3以上の同意を得、山口県知事の許可があったときに解散する。

(残余財産の帰属)

第32条 会社が解散した場合に存する残余財産は、下関市上下水道局に帰属さ

せるものとする。

第7章 雑 則

(委 任)

第33条 この寄附行為の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、山口県知事の設立許可のあった日（以下「許可日」という。）から施行する。
- 2 会社の設立当初の役員は、第15条の規定にかかわらず附則別表役員名簿のとおりとし、その任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、平成3年3月31日までとする。
- 3 会社の設立当初の事業年度は、第10条の規定にかかわらず、許可日から平成2年3月31日までとする。
- 4 会社の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第11条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

附 則

この寄附行為は、平成 2年 9月 1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成17年10月 1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年 4月 1日から施行する。

財団法人 下関市水道サービス公社 役員名簿

平成25年8月1日現在

役職名	氏名	備考 〔所属団体役職名〕	勤務形態
1 理事長	吉村 栄治	下関市(元下関市上下水道局理事)	常勤
2 専務理事	白石 則仁	下関市(元下関市上下水道局副局長)	常勤
3 理事	高山 剛	下関商工会議所総務部長	非常勤
4 理事	中島 弘	下関市連合自治会副会長	非常勤
5 理事	岩本 玲子	下関市連合婦人会副会長	非常勤
6 理事	芝崎 佳人	下関市上下水道局企画総務課長	非常勤
7 監事	日野 善明	下関市社会福祉協議会北部支所長	非常勤
8 監事	磯部 雄次	下関市上下水道局参事	非常勤
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

平成24年度

事業報告書及び決算報告書

財団法人 下関市水道サービス公社

目 次

平成24年度 (財) 下関市水道サービス公社事業報告書

1 概 要	1 頁～2 頁
2 処務事項	3 頁～4 頁
(1) 役員の数	3 頁
(2) 役員の変動	3 頁
(3) 職員の数	3 頁
(4) 理事会の開催	4 頁
(5) 山口県知事への報告・届出	4 頁
3 財務事項	4 頁

平成24年度 (財) 下関市水道サービス公社決算報告書

1 貸借対照表	5 頁
2 正味財産増減計算書	6 頁～7 頁
3 財務諸表に対する注記	8 頁～9 頁
4 財産目録	10 頁
5 監査報告書	11 頁

平成24年度 財団法人 下関市水道サービス公社

事業報告書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

1. 概要

平成24年度の事業実施状況は次のとおりです。

(1) 小規模貯水槽水道の管理指導業務

貯水槽水道	うち小規模貯水槽水道	現地調査対象施設	資料配布	直結給水	文書郵送	設備撤去等	摘要
1,699 件	1,185 件	403 件	366 件	14 件	3 件	20 件	旧市内(西部・南部)・彦島・豊浦・豊北・豊田・菊川
平成25年3月現在							23 年度 415 件

(2) 水道技術講習等業務

ア 日 時 平成25年 2月27日(水) 13時30分～16時00分

イ 場 所 下関市水道技術研修センター(長府浄水場内)

ウ 講習内容
 ・旧型バルブ操作の扱いについて
 ・甲型分水栓の閉塞について
 ・鉛作業について

エ 受講者 下関市給水装置工事事業者 5名及び下関市上下水道局職員 4名

(3) 宅地内給水装置診断業務

受付件数	給水装置	給水装置外	再調査	異常なし
2,537 件	1,509 件	747 件	69 件	212 件
23 年度 2,508 件				

(4) 市役所窓口業務

① 市役所上下水道局窓口取扱件数

② 窓口での関露水取扱件数

項目	取扱件数	取扱金額	摘要	取扱件数	取扱金額
水道料金等	6,658 件	60,064,133 円	市役所1Fロビー設置	672 件	218,360 円
23 年度 6,668 件 63,446,865 円			23 年度 558 件 175,750 円		

(5) 水道相談業務

受付件数	料金関係	給水装置・修繕関係	水質関係	メータ関係	その他
22 件	2 件	14 件	0 件	0 件	6 件
23 年度 28 件					

(6) 災害備蓄用水管理業務

① 関露水土宅配(公社事務所での取扱件数)

配達件数	商品金額	配達金額	合計金額
58 件	140,200 円	6,800 円	147,000 円
23 年度 74 件 228,700 円			

② 関露水取り扱い

種 類 別	取 扱 数	頒 布 配 布		配達頒布 (公社取扱)	自動販売機 (豊北総合支所)	業 者 (5業者)	災害備蓄用 (総合支所他)
		(局)	(市窓口)				
500 ml	26,444 本	7,724 本	1,944 本	72 本	144 本	16,560 本	0 本
2000 ml	12,606 本	10,116 本	78 本	792 本	—	—	1,620 本
23 年度				500ml 39,210 本	2000ml 15,297 本		

(7) 内日貯水池維持管理業務

内日貯水池及び周辺の維持管理並びに導水線路の巡視

(8) 配水管末水質調査業務

残留塩素	計	放流量	計
測定箇所	112 箇所	測定箇所	74 箇所
測定件数(延べ)	871 件	測定件数(延べ)	438 件

(9) 水道施設見学、体験業務

区 分	人 数	備 考
大 人	25 人	高尾浄水場の見学、浄水処理の実験、残留塩素の測定
子 供	58 人	
合 計	83 人	
23 年度 154 人		

(10) 水道メータ管理業務

取 付 数 (出 庫)						取 外 数 (発 生 品)				
新設	既設	事 故			検定満期	計	閉栓	事故	検定満期	計
		試験	不動	破損						
1,292 個	1,556 個	2 個	245 個	598 個	10,857 個	14,550 個	1,759 個	845 個	10,857 個	13,461 個
23 年度						19,569 個	23 年度			19,763 個

2 処 務 事 項

(1) 役員の人数

理事6名(理事長1名を含む)

監事2名

(2) 役員の変動

任 期 平成 23年 4月 1日 ~ 平成 25年 3月31日

役職名	氏 名	就任年月日	備 考
理事長	吉 武 泰 志	平成23年4月1日	常 勤
理 事	原 野 治 夫	平成24年4月1日	
理 事	小 林 国 彦	平成24年4月1日	
理 事	山 邊 佳 文	平成21年7月1日	
理 事	芝 崎 佳 人	平成23年4月1日	
理 事	河 野 博	平成23年4月1日	
	(理 事 6 名)		
理 事	西 川 元 治	平成17年7月1日	平成24年4月1日辞任
理 事	石 村 源 次	平成21年7月1日	平成24年4月1日辞任
監 事	日 野 善 明	平成21年4月1日	
監 事	磯 部 雄 次	平成21年7月1日	
	(監 事 2 名)		

(3) 職員の人数

事務局長 1 名

職 員 13 名

(4) 理事会の開催

会議名	開催年月日・場所及び決裁日	議 題	備 考
第1回理事会	平成24年4月25日 下関市上下水道局 4階会議室	・平成23年度事業報告書及び決算の承認について ・監査報告	原案可決
第2回理事会	平成24年6月8日 下関市上下水道局 4階会議室	・特例財団法人における最初の評議員の選任方法について	原案可決
第3回理事会	平成24年10月19日 下関市上下水道局 4階会議室	・最初の評議員選定委員会運営要綱の決定についての承認 ・最初の評議員選定委員会委員の決定についての承認 ・評議員候補者についての推薦	原案可決
第4回理事会	平成24年12月7日 下関市上下水道局 4階会議室	・評議員候補者についての推薦(1名) (評議員の変更によるもの)	原案可決
第5回理事会	平成25年3月14日 下関市上下水道局 4階会議室	・平成25年度事業計画及び収支予算の承認について ・財団法人下関市水道サービス公社役員給与規則の一部改正の承認について ・財団法人下関市水道サービス公社就業規則の一部改正の承認について ・財団法人下関市水道サービス公社会計規則の一部改正の承認について ・財団法人下関市水道サービス公社公印規則の一部改正の承認について ・財団法人下関市水道サービス公社職員胸章規則の一部改正の承認について ・常勤役員の報酬の改正の承認について	原案可決

(5) 山口県知事への報告・届出

届出年月日	文書番号	報告・届出事項
平成24年5月1日	関水公第8号	・特例民法法人登記完了届の提出について
平成24年5月21日	関水公第12号	・平成23年度事業報告書及び決算報告書並びに平成24年度事業計画書及び収支予算書の提出について

3 財務事項

受取出資金の保有状況

受取年月日	出資団体名	金額	摘要
平成2年2月9日	下関市	50,000,000 円	金融機関への定期預貯金

平成24年度 財団法人 下関市水道サービス公社

決 算 報 告 書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

1 貸借対照表

平成25年3月31日現在

(単位:円)

科 目		当 年 度	前 年 度	増 減
大科目	中 科 目			
I 資産の部				
1 流動資産				
	現金預金	1,720,014	2,000,680	△ 280,666
流 動 資 産 合 計		1,720,014	2,000,680	△ 280,666
2 固定資産				
(1)基本財産				
	基本財産引当預金	50,000,000	50,000,000	0
基 本 財 産 合 計		50,000,000	50,000,000	0
(2)その他固定資産				
	什器備品	904,951	294,173	610,778
	車両運搬具	1,079,635	355,496	724,139
その他固定資産合計		1,984,586	649,669	1,334,917
固定資産合計		51,984,586	50,649,669	1,334,917
資 産 合 計		53,704,600	52,650,349	1,054,251
II 負債の部				
1 流動負債				
	未払金	1,059,532	1,373,275	△ 313,743
	預り金	660,482	627,405	33,077
流 動 負 債 合 計		1,720,014	2,000,680	△ 280,666
2 固定負債				
固 定 負 債 合 計		0	0	0
負 債 合 計		1,720,014	2,000,680	△ 280,666
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
	受取出資金	50,000,000	50,000,000	0
指 定 正 味 財 産 合 計		50,000,000	50,000,000	0
(うち基本財産への充当額)		(50,000,000)	(50,000,000)	(0)
2 一般正味財産		1,984,586	649,669	1,334,917
(うち基本財産への充当額)		(0)	(0)	(0)
正 味 財 産 合 計		51,984,586	50,649,669	1,334,917
負 債 及 び 正 味 財 産 合 計		53,704,600	52,650,349	1,054,251

2 正味財産増減計算書

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	143,415	117,000	26,415
基本財産受取利息	143,415	117,000	26,415
② 事業収益	50,669,000	46,040,000	4,629,000
公益事業収益	25,648,000	19,275,000	6,373,000
受託事業収益	25,021,000	26,765,000	△ 1,744,000
③ 雑収益	118,294	11,137	107,157
受取利息	2,123	1,837	286
雑収益	116,171	9,300	106,871
経常収益計	50,930,709	46,168,137	4,762,572
(2) 経常費用			
① 管理費(6名)	20,643,089	5,398,184	15,244,905
役員報酬	2,149,200	2,149,200	0
給料	8,646,000	0	8,646,000
手当等	5,559,087	763,242	4,795,845
賃金	50,000	0	50,000
法定福利費	2,242,845	396,253	1,846,592
減価償却費	27,302	8,314	18,988
旅費	408,260	0	408,260
被服費	33,411	33,684	△ 273
備用品費	249,010	284,139	△ 35,129
燃料費	16,426	19,583	△ 3,157
光熱水費	341,147	339,127	2,020
印刷製本費	99,099	82,740	16,359
通信運搬費	262,640	259,441	3,199
委託料	112,323	124,782	△ 12,459
手数料	68,069	18,184	49,885
賃借料	81,604	0	81,604
修繕費	34,076	88,835	△ 54,759
福利厚生費	0	6,510	△ 6,510
研修費	124,200	4,200	120,000
会費負担金	16,000	16,000	0
保険料	46,990	84,650	△ 37,660
賠償金	0	0	0
租税公課費	75,400	719,300	△ 643,900
② 公益事業費(4名)	12,120,721	17,206,212	△ 5,085,491
給料	6,862,800	10,033,200	△ 3,170,400
手当等	2,740,560	4,205,578	△ 1,465,018
法定福利費	1,380,181	1,938,655	△ 558,474

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
旅費	10,160	10,480	△ 320
被服費	70,245	57,918	12,327
減価償却費	9,526	19,567	△ 10,041
備用品費	26,617	99,855	△ 73,238
燃料費	490,234	451,691	38,543
手数料	12,600	35,910	△ 23,310
賃借料	4,400	10,000	△ 5,600
修繕費	284,058	197,558	86,500
保険料	200,940	133,800	67,140
租税公課費	28,400	12,000	16,400
③受託事業費(5名)	15,173,215	23,286,817	△ 8,113,602
給料	8,510,400	13,636,800	△ 5,126,400
手当等	3,373,215	5,852,372	△ 2,479,157
法定福利費	1,792,660	2,795,027	△ 1,002,367
旅費	27,970	19,822	8,148
被服費	60,921	72,051	△ 11,130
減価償却費	241,391	314,716	△ 73,325
備用品費	58,848	3,069	55,779
燃料費	211,770	212,500	△ 730
手数料	47,040	70,560	△ 23,520
修繕費	83,790	111,540	△ 27,750
研修費	0	0	0
保険料	123,910	172,960	△ 49,050
租税公課費	641,300	25,400	615,900
④返 還 金	3,271,903	466,602	2,805,301
公益事業返還金	1,489,212	78,903	1,410,309
受託事業返還金	1,782,691	387,699	1,394,992
経常費用計	51,208,928	46,357,815	4,851,113
当期経常増減額	△ 278,219	△ 189,678	△ 88,541
2 経常外増減の部			
経常外収益	1,617,343	0	1,617,343
経常外収益計	1,617,343	0	1,617,343
経常外費用			
固定資産除却損	4,207	4,981	△ 774
経常外費用計	4,207	4,981	△ 774
当期経常外増減額	1,613,136	△ 4,981	1,618,117
当期一般正味財産増減額	1,334,917	△ 194,659	1,529,576
一般正味財産期首残高	649,669	844,328	△ 194,659
一般正味財産期末残高	1,984,586	649,669	1,334,917
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	50,000,000	50,000,000	0
指定正味財産期末残高	50,000,000	50,000,000	0
III 正味財産期末残高	51,984,586	50,649,669	1,334,917

3 財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

固定資産の減価償却の方法

什器備品及び車両運搬具…定額法によっている。

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産引当預金	50,000,000	0	0	50,000,000
合 計	50,000,000	0	0	50,000,000

3 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産 からの充当額)	(うち一般正味財産 からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
基本財産引当預金	50,000,000	(50,000,000)	(0)	(0)
合 計	50,000,000	(50,000,000)	(0)	(0)

4 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品			
プリンター	122,850	117,935	4,915
自動水圧記録計	141,750	137,496	4,254
ノートパソコン	152,460	66,699	85,761
OAシステム	681,817	0	681,817
給茶器	156,450	28,246	128,204
小 計	1,255,327	350,376	904,951
車両運搬具			
軽四輪自動車(28-03)	952,700	943,169	9,531
軽四輪自動車(24-52)	855,052	855,051	1
軽四輪自動車(78-20)	807,443	672,866	134,577
軽四輪自動車(33-20)	935,526	0	935,526
小 計	3,550,721	2,471,086	1,079,635
合 計	4,806,048	2,821,462	1,984,586

5 受取出資金の内訳並びに出資者、当期の増減額及び残高

受取出資金の内訳並びに出資者、当期の増減額及び残高は次のとおりである。

(単位:円)

名 称	出資者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
受取出資金	下関市	50,000,000	0	0	50,000,000	指定正味財産
合 計		50,000,000	0	0	50,000,000	

4 財 産 目 録

(平成25年3月31日現在)

(単位:円)


科 目		金 額	
大科目	中科目		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
	現金手許有高	50,000	
	普通預金 山口銀行本店営業部	1,670,014	
	流動資産合計		1,720,014
2 固定資産			
(1)基本財産			
基本財産引当預金			
	定期預金 西中国信用金庫市役所出張所	10,000,000	
	定期預金 下関農業協同組合本所	10,000,000	
	定期預金 西京銀行 唐戸支店	10,000,000	
	定期預金 山口銀行本店営業部	10,000,000	
	定期貯金 ゆうちょ銀行(下関丸山郵便局)	10,000,000	
	基本財産合計	50,000,000	
(2)その他固定資産			
	什器備品	904,951	
	車両運搬具	1,079,635	
	その他固定資産合計	1,984,586	
	固定資産合計		51,984,586
	資産合計		53,704,600
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金			
	法定福利費	667,588	
	消費税	269,500	
	法人県民税	21,000	
	その他9件	101,444	
	未払金計	1,059,532	
預り金			
	社会保険料	660,482	
	預り金計	660,482	
	流動負債合計		1,720,014
	負債合計		1,720,014
正味財産			51,984,586


5 平成24年度監査報告書

財団法人下関市水道サービス公社寄附行為第12条並びに会計規則第50条及び第51条の規定に基づき、監査を実施したところ、平成24年度の業務の執行及び収支決算について、関係諸帳簿及び証拠書類の計数は正確に符合し、基本財産についても適正に保全されていることを認めました。

平成25年 4月 18日

財団法人 下関市水道サービス公社

監事 磯部雄次 

監事 日野善明 

平成25年度

事業計画書及び収支予算書

財団法人 下関市水道サービス公社

目 次

平成25年度 (財) 下関市水道サービス公社事業計画書

事業計画書	1 頁～2 頁
1 基本方針	1 頁
2 事業計画	1 頁～2 頁
(1) 自主事業	1 頁～2 頁
(2) 受託事業	2 頁

平成25年度 (財) 下関市水道サービス公社収支予算書

収支予算書	3 頁～4 頁
-------------	---------

平成25年度 財団法人 下関市水道サービス公社

事業計画書

1 基本方針

(財)下関市水道サービス公社は平成2年2月の設立以来、下関市における水道に関する市民サービスの向上、広報啓発及び施設の適正かつ合理的な維持管理のため、様々な事業を行い、市民福祉の向上に寄与することに努めてまいりました。

新年度の事業運営に当たりましても、昨今の厳しい社会情勢を認識し、従来にもまして効率的かつ効果的な事業運営を行い、なお一層の市民福祉の向上が達成されることを目標といたします。

2 事業計画

(1) 自主事業

ア 小規模貯水槽水道の管理指導業務

水道法及び下関市水道事業給水条例により、小規模貯水槽水道（受水槽容量10m³以下）の施設設置者に施設管理と検査受検の努力義務が課せられている事の周知を行い、施設設置者の依頼に応じ厚生労働省令で定める基準に従った点検方法を現地で指導するとともに、厚生労働省令で定める機関での検査受検の指導、助言を行う。

平成25年度は、市内のビル、マンション等約400棟の貯水槽水道について、現地調査及び管理指導を行い、水道水のより安全で衛生的な供給など市民サービスの向上を図ります。

イ 水道技術講習等業務

創設期以来の水道施設の現場技術を修繕工事業者や現役職員に技術継承することにより、安全で安心できる安定的な水道水の供給に寄与いたします。

ウ 宅地内給水装置診断業務

市民からの依頼に応じ宅地内給水装置（上下水道局管理責任範囲外）の漏水調査を行い、修繕方法や修繕業者紹介等のアドバイスを行うとともに、家庭で出来る漏水の有無の確認方法等の説明を行い、限りある水資源の有効活用とともに市民サービスの向上を図ります。

エ 水道施設見学、体験業務

登録有形文化財に登録されている施設がある高尾浄水場や日和山浄水場において、水道が敷設されるようになった経緯、浄水場の仕組みなどの説明や実験を通し、水道知識の普及啓発を行い水道事業への理解と協力を深めて行きます。

オ 水道相談業務

市民からの水道に関する疑問や問合せに対応し、必要に応じ上下水道局関係部署との調整を行い、相談者に納得していただけるよう対応いたします。

(2) 受託事業

ア 市民サービス業務

(ア) 市役所窓口業務

市役所上下水道局窓口では、水道利用者の利便性向上のため、料金等の収納、開閉栓の受付及び水道相談を行います。

(イ) 災害備蓄用水管理業務

市の主要な災害時避難場所での災害備蓄用水の適正管理を行い、一般家庭においては災害備蓄用水の確保を推奨し、有料頒布、配達を行うとともに、平時においては、災害ベンダー自販機設置業者を中心に下関市の水道水の安全性、おいしさをPRいたします。

イ 水道施設等管理業務

(ア) 内日貯水池維持管理業務

内日貯水池及び周辺清浄地の適正な管理及び導水線路の巡視を行い、原水の安定供給に寄与いたします。

(イ) 配水管末水質調査業務

配水管末の残留塩素濃度を定期的に測定し、水道法で定められている残留塩素濃度が適正に確保されていることを確認し、安全な水道水を安心して使用していただきます。

(ウ) 水道メータ管理業務

開閉栓や検定満期による水道メータの入出庫管理を行います。

平成25年度 財団法人下関市水道サービス公社

収 支 予 算 書

(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	134		
基本財産受取利息	134		
指定正味財産からの振替額	613		
事業収益	23,159		
受取補助金等	29,132		
受取補助金	29,132		
雑収益	20		
受取利息	10		
その他雑収益	10		
経常収益計	53,058		
(2) 経常費用			
事業費	50,836		
役員報酬	5,289		
給料手当	33,251		
臨時雇賃金	200		
退職給付費用	886		
福利厚生費	5,505		
被服費	139		
旅費交通費	34		
通信運搬費	288		
減価償却費	602		
消耗什器備品費	151		
消耗品費	232		
修繕費	651		
研修費	4		
燃料費	728		
光熱水料費	369		
委託費	136		
手数料	203		
賃借料	135		
保険料	382		
賠償金	1,000		
諸会費	17		
租税公課	620		
雑費	14		
管理費	2,222		
役員報酬	929		

(単位:千円)

科 目	当年度	前年度	増 減
給料手当	531		
福利厚生費	220		
旅費交通費	142		
通信運搬費	13		
減価償却費	11		
消耗品費	13		
修繕費	7		
研修費	80		
印刷製本費	62		
燃料費	1		
光熱水料費	16		
委託費	93		
手数料	6		
賃借料	24		
保険料	2		
租税公課	71		
雑費	1		
経常費用計	53,058		
評価損益等調整前当期経常増減額	0		
基本財産評価損益等	0		
特定資産評価損益等	0		
投資有価証券評価損益等	0		
評価損益等計	0		
当期経常増減額	0		
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
指定正味財産からの振替	0		
経常外収益計	0		
(2) 経常外費用			
固定資産除却損	0		
経常外費用計	0		
当期経常外増減額	0		
当期一般正味財産増減額	0		
一般正味財産期首残高	0		
一般正味財産期末残高	0		
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	454		
一般正味財産への振替額	△ 613		
当期指定正味財産増減額	△ 159		
指定正味財産期首残高	51,975		
指定正味財産期末残高	51,816		
III 正味財産期末残高	51,816		

※平成20年度公益法人会計基準の適用に伴い前年度数値の記載は省略
 設備投資についてはOAシステムの更新を予定